

2020年4月1日施行 フロン排出抑制法改正に関するアンケートへの御協力と フロン類廃棄時回収率向上に向けた普及啓発のお願いについて

令和3年2月
環境省

平素より地球温暖化対策及びフロン類の排出抑制対策に御協力いただき誠にありがとうございます。

フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（以下、「フロン排出抑制法」という。）では、フロン類を冷媒として使用している第一種特定製品（業務用のエアコン・冷凍冷蔵機器等）の廃棄に際して、フロン類を回収することが義務づけられています。地球温暖化対策計画（平成28年5月13日閣議決定）では、機器廃棄時における冷媒回収率を2020年に50%、2030年に70%とすることを目標としていますが、廃棄時回収率は直近でも4割程度にとどまっています。

これを踏まえ、この度環境省では、フロン排出抑制法改正の主目的である廃棄時回収率向上に向け、第一種特定製品の廃棄に係る関係者に対して、改正フロン排出抑制法に関する普及啓発のため「フロン類廃棄時回収率向上支援業務」を実施することになりました。

今回の改正では、フロン類を適切に回収せずに廃棄した場合の罰則が強化されるなど、第一種特定製品の廃棄に関係する主体が相互に確認・連携し、フロン類が未回収のまま第一種特定製品が廃棄されることを許さない仕組みが構築されました。特に、建物解体時の規制が強化され、フロン類の回収の確認ができない機器の引取が禁止され、違反した場合の罰則も強化されています。

そこで、本業務では、改正フロン排出抑制法に係るすべての関係主体の方々に対して、業界団体や都道府県と連携をした周知活動を実施することを予定しております。つきましては、貴業界団体の会員の皆様宛に、今一度以下の資料をご確認いただき更なるご理解ご協力の程、何卒お願い申し上げます。

また、環境省では、フロン排出抑制法の認知状況の把握及びより効果的な普及方策の検討に向けて、Webアンケート「機器廃棄時のフロン類回収に関するアンケート調査」を実施しています。

下記URL又はQRコードよりアンケートに御協力いただければ幸いです。パソコン・スマートフォンのいずれからでも御回答いただけます。

【資料】※令和2年4月施行の改正フロン排出抑制法の改正ポイントをご確認いただけます。

- 機器管理者向けリーフレット (<http://www.env.go.jp/earth/furon/files/kikikanrileaflet.pdf>)
- 廃棄物・リサイクル業者向けリーフレット (<http://www.env.go.jp/earth/furon/files/recycleleaflet.pdf>)
- 建設・解体業者向けリーフレット (<http://www.env.go.jp/earth/furon/files/kensetsukaitaileaflet.pdf>)

【「機器廃棄時のフロン類回収に関するアンケート調査」へのご協力をお願い】

- アンケート調査 URL : <https://questant.jp/q/furon>

上記URLあるいは右記QRコードよりご回答いただけます。

（アンケート実施期間：実施中～2021年3月12日（金））



【ご参考】

- フロン排出抑制法ポータルサイト

<http://www.env.go.jp/earth/furon/>

※ 今年度、改正フロン排出抑制法に関する説明会は、新型コロナウイルスの感染拡大防止の観点から開催を予定しておりませんが、3月末を目処に環境省 HP に動画の掲載を予定しております。

※ 本アンケートは、フロン類廃棄時回収率向上支援業務の受託先である株式会社三菱総合研究所および共同事業実施者であるエム・アール・アイ リサーチアソシエイツ株式会社にて実施しております。

<令和2年度フロン類廃棄時回収率向上支援業務の問い合わせ先>

環境省 地球環境局 地球温暖化対策課 フロン対策室
TEL : 03-3581-3351 (内線 6752)

<本業務における周知活動に関する問い合わせ先>

株式会社三菱総合研究所 サステナビリティ本部 永村、宮崎
TEL : 080-2578-0205 (担当者直通)
メール: flon-haikiji@ml.mri.co.jp

<アンケートに関する問い合わせ先>

フロン類廃棄時回収率向上支援業務事務局
(エム・アール・アイ リサーチアソシエイツ(株) (MRA) 内)
【業界団体の皆様向け】 TEL: 080-8159-8479 (担当者直通)
【事業者の皆様向け】 TEL: 0120-056-787 (平日のみ 9:30~17:30)
メール: flon-int@ml.mri-ra.co.jp

【アンケートの概要】

目的:

フロン排出抑制法の認知状況、回答者が行政の情報を確認するための手段等を確認することで、現状を把握し、より効果的な普及啓発方策の検討を行う。

設問概要 (予定):

- ・フロン排出抑制法の認知状況
- ・行政の情報を確認するための手段
- ・フロン類の取り扱いの状況
- ・行程管理票の取り扱い状況
- ・所属企業の概要 (企業の規模、所在地、業種等)